

# 情報連携プラットフォーム整備計画策定業務 委託調達に係る落札者決定基準

## 1 落札者決定の考え方について

- (1) 技術点と価格点の合計（以下、「総得点」という。）が最も高い者を落札者とする。
- (2) 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点と同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、それでも同じ場合には、くじにより落札者を決定する。
- (3) 技術点が著しく低い場合は落札者としないことがある。

## 2 総得点について

- (1) 総得点は2000点とする。
- (2) 総得点の割合は、技術点と価格点の割合＝3：1とし、その得点は、それぞれ技術点1500点、価格点500点とする。

## 3 技術点について

- (1) 技術点は技術評価項目表に基づき、採点する。
- (2) 審査委員は、技術評価項目（全18項目）について、次のとおり評価をする。
  - ア 極めて優れている・・・5
  - イ 優れている・・・4
  - ウ 普通・・・3
  - エ 劣っている・・・2
  - オ 要求要件に満たない・・・1
- (3) 配点は技術評価項目書のとおりとし、配点別評価点は次のとおりとする。

3（2）の評価基準					
評価	5	4	3	2	1
配点に対する乗算割合	100%	75%	50%	25%	0%

- (4) 技術点は項目ごとに審査委員の平均値を算出した合計額を採用する。  
項目ごとに小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- (5) 審査員が採点した結果5段階評価のうち1が付された場合は、審査委員の合議により失格か否か判断をする。

## 4 価格点について

- (1) 価格点は、次の式により計算した点数を与える。  
価格点＝500×（1－入札価格／予定価格）
- (2) 価格点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。